

農地法第 3 条の規定による許可申請書

年 月 日

網走市農業委員会会長 様

譲渡人（貸主）	住 所	
	職 業	
	氏 名	印
	生 年 月 日	
	認定経営発展法人（該当する場合○）	
譲受人（借主）	住 所	
	職 業	
	氏 名	印
	生 年 月 日	
	※以下、所有権移転の場合のみ記入	
	国 籍	
	在留資格又は特別永住者	
在留期間及び在留期間の満了の日		

農地（採草放牧地）について、所有権（賃借権、使用貸借による権利、その他使用収益権（ ））の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 〔 現所有者が登記簿と異なる場合には、その氏名又は名称 〕	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏名 又は名称	権利の 種類
					〔 〕		
					〔 〕		
					〔 〕		
					〔 〕		
計		田					
		畑					
		農地計					
		採草放牧地					

2 権利を移転（設定）しようとする理由

- （１）譲渡人（貸主）
- （２）譲受人（借主）

3 権利を移転しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡しの時期	対価、賃料等の額 〔10アール当たりの額〕	資金調達の方法	その他
		円 〔 円 〕		

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）

所有地		農地面積（㎡）			採草放牧地 面積（㎡）		
		田	畑	樹園地			
	自作地	①			②		
	貸付地						
		所在・地番			地目	面積 （㎡）	状況・理由
				登記簿	現況		
	非耕作地						

使用 収益権を有する土地		農地面積（㎡）	田	畑	樹園地	採草放牧地 面積（㎡）
	借入地	③				④
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 （㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

	農地面積計（㎡）	採草放牧地面積計（㎡）	経営地面積合計（㎡）
経営地合計	⑤＝①＋③	⑥＝②＋④	⑤＋⑥
備 考			

注1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積（㎡）」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載すること。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

3 備考欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等
(農地法第3条第2項第1号関係)

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物						
権利取得後の面積(m ²)						

(2) 大農器具又は家畜

種類					
数量	所 有				
	リース				
導入予定のもの	所 有				
	リース				
(資金繰りについて)					

注1 「大農器具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等を、
「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載すること。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

①	権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴	農業技術修学歴	その他
		年	年	
②	世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在人 (農作業経験の状況：)		
		増員予定人 (農作業経験の状況：)		
③	臨時雇用労働力(年間延人数)	現在人 (農作業経験の状況：)		
		増員予定人 (農作業経験の状況：)		
④	配置の状況(所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合のみ、市町村別に記載すること(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記すること)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載すること。)			
	市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等	
⑤	①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間			(車・徒歩)

⑥ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等(別紙1に記載し、添付すること。)

⑦ その他の考慮すべき事項	
---------------	--

注 「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載すること。

6 信託の引受け該当有無(農地法第3条第2項第3号関係)

信託の引受けによる権利の取得	有	無
----------------	---	---

注 該当するものを○で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(農地法第3条第2項第4号関係)

(権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載すること。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 (本人又は世帯員等)	農作業への年間従事日数	備考

注 備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合に○を記載すること。

8 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付すこと。(農地法第3条第2項第5号関係)

	賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
	賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
	その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。 (表作の作付内容＝ 、 裏作の作付内容＝)
	農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

9 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。（農地法第3条第2項第6号関係）

① 地域の水利調整への参加	参加	不参加	該当なし
② 農薬の使用状態	農薬使用	減農薬	無農薬
③ 地域の共同防除活動への参加	参加	不参加	該当なし
④ 遺伝子組換え作物の栽培予定	あり	なし	
⑤ 5の作付（予定）作物の栽培	連作	一部連作	輪作
⑥ ⑤で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地や周辺農地への土壌障害等の影響を、どのように回避するか記載すること。 			
⑦ この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした又はする予定の事項について、その内容を記載すること。 			

(記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地、職業は業務の内容、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載し、定款又は寄付行為の写し及び法人登記事項証明書を添付(独立行政法人及び地方公共団体は除く。)すること。
- 3 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載すること。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載すること。また、在留資格を記載する場合は、在留期間(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項の在留期間をいう。)及び在留期間の満了の日も併せて記載すること。
- 5 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人(貸主)である場合には、譲渡人(貸主)の「認定経営発展法人」欄に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付すること。
- 6 申請書は3部提出すること。ただし、申請人が二人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 7 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人の場合は「別紙2」を添付すること。
- 8 農地法第3条第3項の規定の適用(農地所有適格法人以外の法人等が行う使用貸借又は賃貸借の申請)の場合は「別紙3」を添付すること。
- 9 申請書には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を添付するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に定める図書を添付すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表1 経営委託に係る権利設定調書 (1部)
農地法施行令第2条第2項第3号に該当するとき。	付表2 乳牛等の飼育法人関係権利移転(設定)調書 (1部)
上記以外の場合で農地所有適格法人以外の法人が権利を取得するとき(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く)。	付表3 一般法人関係権利移転(設定)調書 (1部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表4 地下・空間を目的とする地上権設定(移転)調書 (1部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表5 信託財産に係る権利移転(設定)調書
農地中間管理機構が農地所有適格法人に農業経営基盤強化促進法第7条第1項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表6 農地所有適格法人への出資・持分譲渡調書 (1部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表7 貸借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書 (1部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3項又は第5項の規定による手続きを証する書面 (1部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 (1部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書(判決書又は審判書にあっては判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る。)、競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図 (3部)
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

別紙

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 【 現所有者が登記簿と異なる場合には、その氏名又は名称 】	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏名又は名称	権利の種類
計		田					
		畑					
		農地計					
		採草放牧地					

別紙 1

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有 ・ 無
②第4条（農地の転用の制限）	有 ・ 無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有 ・ 無
④第42条（措置命令）	有 ・ 無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有 ・ 無
②第15条の3（監督処分）	有 ・ 無

(3) 種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有 ・ 無

(4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有 ・ 無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有 ・ 無			

(記載要領)

- 1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載すること。
- 2 1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載すること。
- 3 1の（1）②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載すること。
- 4 1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載すること。なお、1の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載すること。
- 5 1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載すること。

別紙 2

農地所有適格法人としての事業等の状況（農地法第2条第3項関係）

1－（１）事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在 （実績又は見込み）			
権利取得後（予定）			

1－（２）売上高（千円）

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前の年度（実績）		
前々年度（実績）		
前年度（実績）		
申請日の属する年度 （実績又は見込み）		
翌年度（見込み）		
翌々年度（見込み）		

2 構成員すべての状況

- （１）農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社、農業経営基盤強化促進法に基づく関連事業者等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	議決権の数		構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況					
			在留資格又は特別永住者	株主総会	種類株主総会	農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
						権利の種類	面積	直近実績	見込み	

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：_____日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	
				株主総会	種類株主総会

	議決権の数		議決権の割合	
	株主総会	種類株主総会	株主総会	種類株主総会
(1) 農業関係者				
(2) 農業関係者以外の者				
計				

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付すること。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数(日)			
							必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	役職	農業への年間従事日数(日)			
							必要な農作業への年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1-(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載すること。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

3 「1-(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載すること。

4 「2(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の議決権の数とともに、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を括弧書きで記載すること。

5 「議決権の数」及び「議決権の割合」の「種類株主総会」欄には、会社法(平成17年法律第86号)第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合に記載すること。

6 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載すること。

7 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載すること。(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載すること。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合のみ記載すること。

使用貸借又は賃貸借に係る申請での追加記載事項(農地法第3条第3項関係)

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、次の事項について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況(農地法第3条第3項第1号関係)

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを(確約します。・ 確約できません。)

注1 括弧内の該当するものを○で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「使用貸借(賃貸借契約)が終了したときは、乙(借主)は、その終了の日から○○日以内に、甲(貸主)に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により使用貸借(賃貸借)契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況(農地法第3条第3項第2号関係)

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。

貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めに遵守する。

鳥獣被害対策への協力を行う。

上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。

地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結されている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

3 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況(農地法第3条第3項第3号関係)

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) 住所

(4) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理、市場開拓等も含む。)を行う期間:

年 月 日

そのうち、その者が当該事業に参画・関与している期間: 年 月 日 (直近実績)

年 月 日 (見込み)